

4 那 監 第 6 6 5 号
令和 4 年 8 月 1 0 日

那珂川市長 武 末 茂 喜 様

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 上 野 彰

令和 3 年度那珂川市財政健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 3 年度決算に基づく財政健全化判断比率を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

令和3年度 那珂川市財政健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度那珂川市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

この健全化判断比率審査は、

- 1 提出された健全化判断比率が法令等に照らし、算出過程に誤りはないか
- 2 その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和3年度	基準（参考）	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.23%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.23%	30.00%
実質公債費比率	7.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

令和3年度においては一般会計等が赤字でないため、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

令和3年度においては赤字でないため、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、7.4%となっており早期健全化基準を大きく下回っているため健全な状況を表していると判断する。

(4) 将来負担比率

将来負担すべき借入金の返済に充てることのできる基金等が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

4 那監第 6 6 6 号
令和 4 年 8 月 1 0 日

那珂川市長 武 末 茂 喜 様

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 上 野 彰

令和 3 年度那珂川市下水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 3 年度決算に基づく資金不足比率を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

令和3年度 那珂川市下水道事業会計資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度那珂川市下水道事業会計の決算等に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

この資金不足比率審査は、

- 1 提出された資金不足比率が法令等に照らし、算出過程に誤りはないか
- 2 その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和3年度	経営健全化基準（参考）
資金不足比率	—	20%

2 個別意見

資金不足は生じておらず、良好な経営状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。